第2章 技術上の基準、検査の方法及び検査の合格基準(親子式差圧調整器に限る。)

新				IB			
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	コメント	
第2章 技術上の基準、検査の方法及び検査の合格基準(親子式差圧調整器に限る。)			第2章 技術上の基準と検査の方法	- 及び検査の合格基準(親子式差圧詞		字句の修正	
調整器検査規程第2章技術上の基	基準 <u>、</u> 検査の方法及び検査の合格基準	<b>単に定める基準に、次の基準を加え</b>	調整器検査規程第2章技術上の基	基準 <mark>と</mark> 検査の方法及び検査の合格基	基準に定める基準に、次の基準を加え	(以降同様)	
とものをもって、第2章の技術上の基	準 <mark>、</mark> 検査の方法及び検査の合格基準	とする。	たものをもって、第2章の技術上の基	準 <mark>と</mark> 検査の方法及び検査の合格基	準とする。		
親調整器側の作動開始流量は、	1 親調整器側出口に流量計を <u>取り</u>	1 B欄に掲げる方法により検査を	1 親調整器側の作動開始流量は、	1 親調整器側出口に流量計を取り	付 1 B欄に掲げる方法により検査を	字句の修正	
本体に表示された流量で確実に作	付け、その出口側と子調整器側出	行い、表示された流量の±0.38 kg	本体に表示された流量で確実に作	<u>け</u> 、その出口側と子調整器側出!	口 行い、表示された流量の±0.38 kg	(以降同様)	
動開始するものであること。	口を接続するとともに、さらにその	/h の範囲内で作動開始することを	動開始するものであること。	を接続するとともに、さらにその	先 /h の範囲内で作動開始することを		
	先端に流量計を接続し、出口流量	確認したものをもって合格したもの		端に流量計を接続し、出口流量	を確認したものをもって合格したもの		
	を徐々に増加させたとき、表示され	とする。		徐々に増加させたとき、表示される	たとする。		
	た流量の±0.38 kg/h の範囲内で			流量の±0.38 kg/h の範囲内でそ	確		
	確実に作動開始するものであるこ			実に作動開始するものであること	0		
	と。						
子調整器側の最大流量は、本体	2 子調整器側出口に流量計を <mark>取り</mark>	2 B欄に掲げる方法により検査を	2 子調整器側の最大流量は、本体	2 子調整器側出口に流量計を取り	付2 B欄に掲げる方法により検査を		
に表示された流量以下であること。	付け、その出口側と親調整器側出	行い、最大流量が表示流量以下で	に表示された流量以下であること。	<mark>け</mark> 、その出口側と親調整器側出I	口 行い、最大流量が表示流量以下で		
	口を接続するとともに、さらにその	あることを確認したものをもって合		を接続するとともに、さらにその	先 あることを確認したものをもって合		
	先端に流量計を接続し、出口流量	格したものとする。		端に流量計を接続し、出口流量	を格したものとする。		
	を最大流量としたとき子調整器側			最大流量としたとき子調整器側(	の		
	の流量は表示流量以下であるこ			流量は表示流量以下であること。			
	と。						
3 略	3 略	3 略	3 略	3 略	3 略		

## 第3章 技術上の基準、検査の方法及び検査の合格基準(漏えい検知部(第4章で定めるものを除く。)に限る。)

	新			- /> 1			
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	コメント	
1~4 略	1~4 略	1~4 略	1~4 略	1~4 略	1~4 略		
5 説明書への記載事項	 	5 目視により確認したものをもって	5 説明書への記載事項	5 説明書に、技術上の基準に掲げ	5 目視により確認したものをもって		
	る事項が記載されていることを目	合格したものとする。	設置取付けの方法及び取扱の	る事項が記載されていることを目	合格したものとする。	字句の修正	
方法並びにその他の注意事項	視により確認すること。		方法並びにその他の注意事項	視により確認すること。			

第4章 技術上の基準、検査の方法及び検査の合格基準 (漏えい検知部 (第3章で定めるものを除く。)に限る。)

	新			IΒ		- /> 1
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	コメント
1 本体に使用する材料は、次に掲	1(1)a. 耐食性又は耐食処理につい	1(1)a. 次のイ又は口に掲げる基準	1 本体に使用する材料は、次に掲	1(1)a. 耐食性又は耐食処理につい	1(1)a. 次のイ又は口に掲げる基準	
げるものであること。	ては、 <mark>JIS</mark> Z 2371( <u>2015</u> )塩水噴	に適合することを確認したもの	げるものであること。	ては、 <u>日本工業規格</u> Z 2371( <u>2</u>	に適合することを確認したもの	JIS 法改正に備え、「JIS」に変
(1) 金属を使用するものにあって	霧試験方法の <u>5 の</u> 装置及び 9		(1) 金属を使用するものにあって	<u>000</u> )塩水噴霧試験方法の <u>3.</u> 装		更(以降同様)
は、耐食性のある金属又は表面	の <u>試験</u> 条件に定める規格に適		は、耐食性のある金属又は表面			引用 JIS 最新版の適用
に耐食処理を施した金属であっ	合する塩水噴霧室において、同			る規格に適合する塩水噴霧室		
て、すその他使用上支障のある	規格塩水噴霧試験方法の <u>4 の</u>		て、すその他使用上支障のある	において、同規格塩水噴霧試		
欠陥がないものであること。	試験用 <u>の</u> 塩溶液(pH 調節は <u>4.</u>		欠陥がないものであること。	験方法の <u>7.</u> 試験用塩溶液(pH		
	2.1 中性塩水噴霧試験による。)			調節は 7.2.1 中性塩水噴霧試験		
	に定める規格に適合する塩水			による。)に定める規格に適合	_	
	を 24 時間以上噴霧することに			する塩水を 24 時間以上噴霧す		
	より確認すること。	水を24時間以上噴霧した		ることにより確認すること。	する塩水を24時間以上噴	
		後、目視等により材質及び			霧した後、目視等により材質	
		耐食処理膜等に著しい変化			及び耐食処理膜等に著しい	
		が生じないものであること。			変化が生じないものであるこ	
		ロー仕事に二十十州でもって			と。	
		ロ 付表に示す材料であって、 イと同等以上の耐食性を有			口付表に示す材料であって、	
		1と同等以上の制度性を有するものであること。			イと同等以上の耐食性を有 するものであること。	
	b. 略	9 るものであること。   b. 略		b. 略	り るものであること。 b. 略	
	D. P首	0. 吨		D. 即宜	D. 單位	
(2) キャップ、端子箱及び表示窓等を除く箇所に金属以外の樹脂等高分子材料を使用するものにあっては、次に掲げる条件に適合するものであること。 a. 略		(2)a. 略	(2) キャップ、端子箱及び表示窓等を除く箇所に金属以外の樹脂等高分子材料を使用するものにあっては、次に掲げる条件に適合するものであること。		(2)a. 略	
b. 難燃性を有するものであるこ	b. 難燃性については、本体の外	b. B欄に掲げる方法により試験	b. 難燃性を有するものであるこ	b. 難燃性については、本体の外	b. B欄に掲げる方法により試験	
٤.	面の 9 cm <sup>2</sup> 以上の正方形の平	を行い、難燃性 <mark>を有する</mark> ことを	٤.	面の 9 cm <sup>2</sup> 以上の正方形の平	を行い、難燃性 <mark>である</mark> ことを確	字句の修正
	面部分(9 cm <sup>2</sup> の平面部分を有	確認したものをもって合格した		面部分(9 cm 2の平面部分を有	認したものをもって合格したも	(以降同様)
	しないものにあっては、原厚の	ものとする。		しないものにあっては、原厚の	のとする。	
	まま一辺の長さが 3 cmの正方			まま一辺の長さが 3 cmの正方		
	形に切り取った試験片)を水平			形に切り取った試験片)を水平		
	面に対して、約45 <mark>°</mark> に傾斜させ			面に対して、約 45 <u>度</u> に傾斜さ		単位表記の修正
	た状態において当該試験片の			せた状態において当該試験片		(以降同様)
	下端中央部にノズルの内径が			の下端中央部にノズルの内径		
	0.5 mmのガスバーナの空気口を			が 0.5 mmのガスバーナの空気		
	閉じた状態で、発熱量			口を閉じた状態で、発熱量		
	50.2MJ/kg 以上のガスを燃焼さ			50.2MJ/kg 以上のガスを燃焼さ		
	せた長さ20 mmの炎の先端を垂			せた長さ20 mmの炎の先端を垂		
	直下から 5 秒間 <u>あて</u> 、炎を <u>取り</u> まり、光熱試験 はが 10 秒を初			直下から5秒間当て、炎を取去		
	<u>去り</u> 、当該試験片が 10 秒を超 えて燃え続けないことを確認す			り、当該試験片が 10 秒を超え て燃え続けないことを確認する		
	ること。			こと。		
	· <b>0</b> 0					

	新			旧		
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	コメント
c. 低温において使用上支障のあるぜい化、変形等のないこと。	c. 温度-30℃の空気中に 24 時間以上放置した後、使用上支障のあるぜい化、変形等のないことを確認すること。	を行い、目視により、使用上支		c. 温度-30度の空気中に24時間以上放置した後、使用上支障のあるぜい化、変形等のないことを確認すること。	を行い、目視により、使用上支	
2~4 略	2~4 略	2~4 略	2~4 略	2~4 略	2~4 略	
5 漏えい検知部の入口、出口の取付けねじ等は、(1)、(2)又は(3)及び(4)に掲げる条件に適合するものであること。 (1) JIS B 0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するもの	Y	を行い、基準に適合していること		管用テーパねじゲージにより確 認すること。	5(1) B欄に掲げる方法により検査 を行い、基準に適合していること を確認したものをもって合格した ものとする。	
であること。 (2) ユニオン接合するものにあっては、 <u>JIS</u> B 2301( <u>2013</u> )ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の <u>表 A.19</u> <u>I 形ユニオン</u> に定める規格に適合するねじであること。	<u> 形ユニオン</u> に定める規格に適合	(2) B欄に掲げる方法により検査を 行い、基準に適合していることを 確認したものをもって合格したも のとする。	は、 <u>日本工業規格</u> B 2301( <u>200</u>	(2) <u>日本工業規格</u> B 2301( <u>2004</u> ) ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手 の <u>付表 19 の I 型ユニオン</u> に定 める規格に適合することを確認 すること。	(2) B欄に掲げる方法により検査を 行い、基準に適合していることを 確認したものをもって合格したも のとする。	
(3)~(4) 略	(3)~(4) 略	(3)~(4) 略	(3)~(4) 略	(3)~(4) 略	(3)~(4) 略	
6 略	6 略	6 略	6 略	6 略	6 略	
	7 3 <u>L/h</u> 未満の流量を継続したとき 対 に 30 日以内に表示することを確認 すること。	行い、当該基準に適合していること		きに 30 日以内に表示することを確		(以降同様)
8 調整器の調整圧力又は調整器の開塞圧力の異常を検知し、かつ、表示する機能を有するものにあっては、当該機能が正常に作動すること。	<ul> <li>圧力で 21 L/h 以上の流量を流したとき 30 日以内に表示することを確認すること。</li> <li>(2) 調整器の調整圧力の上限値異常については、3.3kPa を超える圧力で 21 L/h 以上の流量を流し</li> </ul>	行い、当該基準に適合していることを確認したものをもって合格したものとする。ただし、確認の方法等については、液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(S型)検査規程運用細則又は液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(E型)検査規程運用細則に定めるものとする。この場合、「400L/h」を「300L/h」と読み替えるものとする。	の閉そく圧力の異常を検知し、かつ、表示する機能を有するものにあっては、当該機能が正常に作動,すること。	異常については、2.3kPa 未満の 圧力で 21 <mark>パ/h</mark> 以上の流量を流 したとき 30 日以内に表示するこ とを確認すること。 (2) 調整器の調整圧力の上限値異 常については、3.3kPa を超える	行い、当該基準に適合していることを確認したものをもって合格したものとする。ただし、確認の方法等については、液化石油ガス用マイコン	字句の修正

	新			旧		
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	コメント
9~11 略	9~11 略	9~11 略	9~11 略	9~11 略	9~11 略	
12 通常の使用状態において、温度変化により使用上支障のある影響を受けないものであること。	<del></del> -	12(1) 温度-30℃の恒温槽内に 1 時間放置した後、前記7の作動 試験及び9の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを確認したものをもって合格したものとする。 (2) 温度 60℃の恒温槽内に 1 時間放置した後、前記7の作動試験及び9の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを確認したものをもって合格したものとする。	変化により使用上支障のある影響 を受けないものであること。	12(1) 温度-30 度の恒温槽内に入れ使用状態で1時間放置した後、前記7の作動試験及び9の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。  (2) 温度 60 度の恒温槽内に入れ使用状態で1時間放置した後、前記7の作動試験及び9の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。	12(1) 温度 -30 度の恒温槽内に 1 時間放置した後、前記7の作動 試験及び9の漏れ試験を行い、 当該基準に適合することを確認 したものをもって合格したものとする。 (2) 温度 60 度の恒温槽内に 1 時間放置した後、前記7の作動試験及び9の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを確認したものをもって合格したものとする。	
	度 90%以上の湿度試験装置内に 48 時間放置した後、前記7の作動 試験及び9の漏れ試験を行い、当		変化により使用上支障のある影響 を受けないものであること。	90%以上の湿度試験装置内に 48 時間放置した後、前記7の作動試 験及び9の漏れ試験を行い、当該	13 温度 40±2 度、湿度 90%以上の 湿度試験装置内に 48 時間放置し た後、取出し、前記7の作動試験及 び9の漏れ試験を行い、当該基準 に適合することを確認したものをも って合格したものとする。	
14 温度変化の <mark>繰返し</mark> に耐えるもの であること。	14 温度変化反復試験装置において次図の温度変化を 5 サイクル繰り返し、常温において 2 時間放置した後、前記7の作動試験及び9の漏れ試験を行い、当該基準に適合すること。この場合温度変化は、1分間当たり3°C±2°Cの範囲内で変化させること。	B欄に掲げる図の温度変化を5サイクル繰返し、常温で2時間放置した後、取り出し、前記7の作動試	のであること。	14 温度変化反復試験装置において次図の温度変化を5サイクル繰り返し、常温において2時間放置した後、前記7の作動試験及び9の漏れ試験を行い、当該基準に適合すること。この場合温度変化は、1分間当たり3±2°Cの範囲内で変化させること。	B欄に掲げる図の温度変化を5サ	
70±3 常 温 -25±3	2H 1057 2H 105		70±; 常 注 -25±;	2H 10/37 2H	*	

	新	IB III			77.1	
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	コメント
15~22 略	15~22 略	15~22 略	15~22 略	15~22 略	15~22 略	
23 漏えい検知部の通信機能を有するものにあっては、下記の条件のとき信号を送受信すること。 (1) 微少漏えい検知時 (2) 電池電圧低下時 (3) 調整器調整圧力等異常検知時 (当該機能を有するものに限る。)	置により確認すること。	23 信号送受信装置を用い、A欄(1) から(3)の条件のとき信号を送受信 することを確認したものをもって合格したものとする。			23 信号送受信装置を用い、A欄(1) から(3)の条件のとき信号を送受信することを確認したものをもって合格したものとする。	字句の修正
24~26 略			24~26 略			
27 次に掲げる事項が記載された取扱説明書が添付されていること。 (1) 漏えい検知部の構成部位と作動説明 (2) 仕様 (3) LP ガス設備の規模、態様等により適応できないものがあるときはその旨 (4) 設置、取付けの方法及び注意事項 (5) 設置、取付け後の点検に関する事項 (6) 使用上の注意事項 (7) その他	27 日代寺により惟談9 句にと。	て合格したものとする。	27 次に掲げる事項が記載された取扱説明書が添付されていること。 (1) 漏えい検知部の構成部位と作動説明 (2) 仕様 (3) LP ガス設備の規模、態様等により適応できないものがあるときはその旨 (4) 設置、取付の方法及び注意事項 (5) 設置、取付後の点検に関する事項 (6) 使用上の注意事項 (7) その他	27 日悦寺により唯談9ること。	27 目視等により確認したものをもって合格したものとする。	